

| 番号 | 提案事項名 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 具体的な根拠法令等 |
|-----|---|---|--|---|
| (1) | 医薬品・医療機器等法に基づく資料提出の更なる電子化の推進 | <p>医薬品・医療機器等法に基づき、厚生労働省に紙で提出することになっている以下の資料について、PDF化した上で、DVD等の電子媒体に保存しての提出を認めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療用医薬品の再審査申請の添付資料 ・治験中/製造販売後の安全性の定期報告に係る資料（DSUR、PSUR、PB RER） | <p>現在、医療用医薬品の再審査申請の添付資料や、治験中/製造販売後の安全性の定期報告に含まれるDSUR（開発時定期的安全性最新報告）、PSUR（定期的安全性最新報告）/PBRER（定期的ベネフィット・リスク評価報告）は、全ての資料を紙で提出するよう求められている。そのため、企業側は資料完成後に印刷して提出するために時間、人員、紙資源、輸送手配等が必要となり大きな負担となっている。</p> <p>医療用医薬品の製造販売承認申請や個別症例安全性報告の電子化が進むなどの最近の状況を考慮し、これまで紙で提出している資料についてPDF化の上、DVD等の電子媒体に保存したものを当局に提出することを認めるべきである。</p> <p>要望の実現により、企業側には提出物の準備にかかる時間、人員、紙資源、輸送手配等が削減できるとともに、当局側でも保管スペースの確保や紙資料の管理（紙の劣化防止を含む）等の負担を削減でき、双方に大きなメリットが見込まれる。また、PDFであれば、電子ファイルの容量を抑えられる上に検索機能を使用できるため当局側の審査等にも有効活用できると考えられる。</p> | <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第14条の4）、同法施行規則（第56-65条、第273条第3項、第63条第3項）</p> |
| (2) | 各種申請書類における手数料の納付方法の拡充および電子申請の可能化 | <p>以下の申請に関して、収入印紙以外での手数料の納付に加え、電子申請を可能とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療用医薬品の製造販売承認申請（2014年度の継続要望） ・航空法に係る申請のうち、「国土交通省オンライン申請システム」の対象外のもの | <p>現在、医療用医薬品の製造販売承認申請や、航空法に係る申請（「国土交通省オンライン申請システム」に登録されていないもの）については、申請書に収入印紙を貼付する形で手数料を納付しなければならない。このため、収入印紙を購入する手間や、保管・移動を含めた事務手続きが煩雑であるほか、多額の現金を持ち運ぶことにより安全面でも問題が生じており、申請者である企業にとって大きな負担となっている。また、収入印紙による納付が必須となることにより、電子申請の実現を妨げている。</p> <p>届出に必要な書類は書類作成過程においてすべてデータ化されている場合もあり、企業はそのデータを改めて紙ベースで出力しファイリングしたものを2部、届出書類として所管行政庁に提出している。特に大規模な建物になると建築図や設備図、計算書関連が膨大な枚数となることから、届出業務に係る作業負担を軽減するため、オンライン申請（電子政府の総合窓口：e-Gov）や外部記憶媒体（USBメモリー、光ディスク（CDおよびDVD））等、データでの申請を可能とすべきである。</p> <p>要望の実現により、収入印紙や申請手続きに係る工数の短縮につながる。また、高額収入印紙の購入に係る移動・保管のリスクが軽減される。</p> | <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第14条の4）、同法施行規則（第56-65条、第273条第3項、第63条第3項）</p> |
| (3) | 省エネ法に基づく省エネ措置の届出のオンライン申請・電子データ申請化 | <p>省エネ措置の届出を行なう際は、申請方法として新たにオンライン申請（電子政府の総合窓口：e-Gov）や外部記憶媒体（USBメモリー、光ディスク（CDおよびDVD））等による申請を可能とすべきである。</p> | <p>現在、省エネ法に基づき、住宅や建築物の新築や大規模修繕等を行う際、当該住宅や建築物についてエネルギーの効率的利用のための措置が必要な場合、建築主や所有者は所管行政庁に省エネ措置の届出を行なう必要がある。届出の際に必要な書類には、定形届出書のほか、建築図（各階平面図・立面図・断面図）、各設備図（空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機設備の機器表、系統図、仕様書、平面図）、各種計算書（一次エネルギー消費量計算書、PAL*計算書）等があり、正副2部、A4ファイルなどに綴じて提出している。</p> <p>届出に必要な書類は書類作成過程においてすべてデータ化されている場合もあり、企業はそのデータを改めて紙ベースで出力しファイリングしたものを2部、届出書類として所管行政庁に提出している。特に大規模な建物になると建築図や設備図、計算書関連が膨大な枚数となることから、届出業務に係る作業負担を軽減するため、オンライン申請（電子政府の総合窓口：e-Gov）や外部記憶媒体（USBメモリー、光ディスク（CDおよびDVD））等、データでの申請を可能とすべきである。</p> <p>要望の実現により、企業側は届出業務に係る作業負担の軽減やペーパーレス化による印刷コストの低減、行政側は申請書類の管理の効率化が見込まれる。また、ペーパーレス化による環境負荷の低減も期待できる。</p> | <p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）第75条および第75条の2</p> |
| (4) | 道路使用許可の電子申請手続きの推進 | <p>道路使用許可の手続きについて、電子申請を一層推進すべきである。</p> | <p>現在、道路における工事や作業等の「特別な使用行為」を行う場合、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。現状、申請の電子化が進んでいるものの、一部の警察署では電子申請が可能でないため、遠隔地より道路を管轄する警察署の窓口に出向き、申請書類の提出をする必要が生じ、大きな負担となっている。</p> <p>書類提出の際、窓口では記載事項の抜け・漏れをチェックする程度であり、電子申請とした場合でも、必須項目の未記載チェックや記載例の明記により従来同様の運用が可能であると考えられる。</p> <p>要望の実現により、道路許可申請時における手続きの迅速化や、申請の管理、ワンストップ化ならびに適正化の一助となる等、国民・行政の双方にとって大きなメリットが得られる。</p> | <p>道路交通法施行規則第10条2項</p> |
| (5) | 生命保険会社に対する行政機関等からの照会文書に係る様式の統一化・電子化 | <p>行政機関および民間事業者の事務効率化・コスト削減等を図る観点から、行政機関等による生命保険会社に対する保険契約の有無・内容（契約日・保険種類・保険金額等）に係る照会文書の様式の統一や照会手続の電子化を一層推進すべきである。</p> | <p>現在、行政機関は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている（年間約100万件の税務関連の照会を受けている生命保険会社も存在）。生命保険会社はこのような行政機関からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関に対する回答を行っており、大きな負担となっている。</p> <p>行政機関からの照会文書の様式の統一、および電子化を図ることにより、行政機関及び生命保険会社における正確かつ迅速な事務の実現や行政機関における文書の印刷・郵送コストの削減、行政手続の迅速化による国民の効用の増加等、様々なメリットが生まれる。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りに貢献することも可能になると考えられる。加えて、多種多様な照会文書の様式を統一することを通じて生命保険会社における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関が迅速に回答を得ることが可能となる。その結果、例えば、生命保険への加入の有無を行政がすぐに把握でき、生活保護の支給開始までの期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援の早期化が可能となる。</p> <p>昨年度も同様の要望を提出し、警察庁・国税庁・厚生労働省とは照会文書の様式の統一化を実現、実施状況をフォローしている状況であり、総務省は統一に向けた検討を進めているとの回答を得た。引き続き、様式の統一化や照会手続の電子化を進めることを要望する。</p> | <p>税務署照会：国税徴収法第141条、国税徴収基本通達第2款第141条関係第5条、国税通則法第74条の2、第74条の3、地方税法第26条 福祉事務所照会：生活保護法第29条</p> |
| (6) | e-Taxソフト（WEB版）による法定調書の作成・提出対象およびデータ容量の上限の拡大 | <p>e-Taxソフト（WEB版）により作成・提出が可能な法定調書の範囲および、一度に送付できる容量の上限を拡大すべきである。</p> | <p>現在、所得税法上、法定調書は、書面により所轄の税務署に提出することを原則としており、法定調書の種類ごとに、基準年に提出すべきであった当該法定調書の枚数が1,000枚以上である場合は、インターネットを利用したe-Tax（国税電子申告・納税システム）や光ディスク等（CD・DVDなど）により提出しなければならない。</p> <p>生命保険関係の支払調書については、e-Taxソフトで作成・提出可能となっているが、e-Taxソフト（WEB版）の対象には含まれていない。そのため、生命保険会社では、合計5,000件かつ10MBを上限とするCSVファイルの送付が可能なe-Taxソフト（WEB版）ではなく、1件ずつ入力するe-Taxソフトを通じた提出や、書面や光ディスクの郵送や持込みによる提出が必要となり、効率性の観点から大きな負担となっている。</p> <p>また、仮に生命保険関係の支払調書がe-Taxソフト（WEB版）の対象に含まれた場合でも、生命保険会社業界は業務の特性上、一度に多量のデータを送付する必要があるため、送付可能なデータ容量の上限を超えてしまう可能性がある。</p> <p>そこで、生命保険関係の支払調書をe-Taxソフト（WEB版）の対象に加えるとともに、一度に送信できるデータ容量の上限を拡大することを要望する。</p> <p>要望の実現により、法定調書に係る安全かつ効率的なデータ提出が可能となる。</p> | <p>所得税法第228条の4、所得税法施行規則第97条の4</p> |

| 番号 | 提案事項名 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 具体的な根拠法令等 |
|-----|--------------------|--|--|----------------------|
| (7) | 行政手続きにおける漢字コードの統一化 | 漢字を電子的に扱う場合、民間企業はJIS第1水準と第2水準（JISX0208）の範囲で扱うことが多い一方、行政機関は住基統一コードや戸籍統一文字など数万字の漢字をコード化して使っている。電子的な行政手続きにおいて、民間企業に負担にならない範囲の漢字となるよう検討すべきである。 | <p>現在、行政は住基ネット統一文字や戸籍統一文字等、数万字の漢字をコード化して扱っている。一方、民間企業は従業員の氏名をJIS第1水準と第2水準の中に当てはめて管理することが多く、その文字数は6,000字程度である。</p> <p>税関係事務（年末調整等）や雇用・健康保険関係事務等で民間が行政に資料等を提出する際には住民基本台帳の漢字を使う必要があり、行政との電子的なデータ交換を行うために、民間企業は従業員の氏名等の外字管理を行っており、中には数十億円のコストがかかる等、大きな負担となるケースも存在している。</p> <p>行政機関においては「文字情報基盤（IPAフォント）」の採用に向けた検討が進められているが、民間と行政の情報連携に際して、過度の負担にならない範囲の漢字となるよう検討すべきである。</p> <p>要望の実現により、従業員等の氏名等の電子的な交換がスムーズになり、民間企業におけるコストを削減できる。</p> | 戸籍法、住民基本台帳法 |
| (8) | eLTAXを通じた税額通知の促進 | eLTAXを用いて給与支払報告書を提出した企業について、自治体はeLTAXを通じても税額通知を行うべきである。 | <p>現在、地方税法に基づき、地方税について1,000以上の給与支払報告書を提出する場合、eLTAXを用いて手続きを行う必要がある。しかしながら、地方自治体からの特別徴収の税額通知については、eLTAXを用いて内容をデータでも通知する自治体と紙媒体のみで送付する自治体がある。そのため、通知の内容をデータで管理する企業は、全市町村を対象にデータでの通知の有無を確認するとともに、紙媒体のみで送付する自治体に関しては企業が自ら給与控除のためのデータを作成する等、煩雑な作業が発生している。</p> <p>そこで、eLTAXで給与支払報告書を提出した企業に対しては、自治体側もeLTAXを通じても通知すべきである。</p> <p>要望の実現により、企業の事務作業の効率化につながる。</p> | 関連法（地方税法 第317条の6第5項） |